

社保算定基礎届(面談調査以外)と労保年度更新・源泉所得税の特例納付は7月10日まで。
毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく!



「マイナンバーの導入は…今回の年金(情報流失)と同じくいろんな問題が…」(6/12合同・声欄)と来年1月から運用を開始する12桁の個人番号制

度に疑問や反対の声が上がっています。この制度の問題

点は①当初は社会保障や税金、災害の手続きに限定するものの銀行口座や医療分野に拡大され②社会保障の給付制限に利用③個人情報がダダ漏れになる恐れがあり④番号を管理す

「ごまかしの処置をする事や曖昧(あいまい)に取り繕う事…“糊塗”」と広辞苑に出ています。会社の登記に関してとても厳しい法務省が9年間のミスを糊塗するかのような登記を今求めています。問題は株式会社の監査役の職務範囲に関する事柄です。法務省の解説文はとても難解ですが簡単に言うと…①9年前に施行された会社法で監査役は①業務監査と②会計監査の2つを担うようになったが②普通の小会社(非公開会社)の監査役

「マイナンバーの導入は…今回の年金(情報流失)と同じくいろんな問題が…」

● 個人情報がダダ漏れ…大丈夫? ● マイナンバーで厳罰も!!…

る事業主や社労士に厳しい罰則が…等です。雇入時の手続きで、従業員から本人や家族の番号を確認し記載する必要がでてきます。いまネット上では10月に書留郵便で送付される「通知カード」の受け

取りを拒否しよう!との呼びかけまで行われています。当

事務所ではご依頼を頂いた社保加入等の手続きに当たっては、無理に番号の告知を求めずに従来通りのやり方でも進められるようにし

たいと考えています。本当に大変な番号です。



は定款で①に限定できる②だが、この登記義務を法律上明確にしていなかった

③そこで今年5月以降に監査役の重任や変更で登記する際に合わせて④の登記を求める⑤しかし添付書類として⑥に限定した定款や議事録がない場合は定

● お堅い役所のお粗末な登記モレ! ● 監査役の職務範囲

款に定めがあるとみなしその旨の「証明書」でいい…という内容です。会社法改正の中で出てきた奇妙な屁理屈。お堅い役所にしては、お粗末な話です。



当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時に、ミーティングを行います。ご協力をお願いします。
当事務所の☎は 0977-23-5463 or IP 050-3626-3645 (平日の9:00~17:30)